

第2回 愛知県犯罪被害者等支援に関する指針策定検討会議 議事録

日時：令和4年8月18日（木） 午前9時30分から午前11時30分まで

場所：愛知県災害対策本部室

○ 議事に入る前に、長谷川委員から提供資料に基づき説明をいただいた

<主な内容>

- ・ 転居費用、治療費、弁護士費用、カウンセリング費用へのニーズが高いことが分かると思う。愛知県の施策としてこれらへの対応が欲しいと思った。
- ・ 愛知県としては県の施策と市町村との施策を協調して生活支援を図れるよう、全市町村での条例制定に向けた働き掛けを進めて欲しいと思う。
- ・ 支援センターと地方自治体の被害者支援担当窓口との連携のためには工夫が必要であるということが示されていると思う。工夫として挙げられている、定期的な担当者の会議開催や、互いの役割についての理解と支援のイメージの共有が課題になると思う。また、担当者の意識で対応に差があるとの回答もあった。これを個人の問題にするのではなく、県が、県内全体の担当者の底上げを行うよう、市町村担当者をフォローアップをする、支援の動機付けを高めていく取組が必要になってくると思う。
- ・ 大変な状況における被害者ほどサポートされていない、瀕死の家族を抱えていると他のことは考えられないなどの現状が見えてくるため、そのような被害者等の方々へのアウトリーチ支援の必要性があると思う。また、重要課題のア、イに示されているところの重要性が表れていると思う。
- ・ 明石市の条例では、日常生活支援としての条文を起こしており、家事サービスや介護等を行う者の派遣、その他日常生活を営むために必要な支援などを明示している。愛知県下でも被害者等の方々が生計生活への支援を受けられる体制を県と市町村で整えて欲しいと思う。
- ・ 条例制定後に残っている課題として自治体職員からは、犯罪被害者相談窓口が周知されていない、担当職員は兼務が多い、専任の担当者がいない、支援の重要性や支援の方法が分からないなどの指摘がされている。施策の策定に当たっては、これらのことを意識することが必要だと思う。
- ・ 一番の問題はどこが自治体への繋ぎをやるかということである。支援センターができる所と、都道府県の担当部署に相談できる担当者を置く必要がある場合があると思う。特に小さな市町村では専任の相談員を置くのは難しいので、都道府県に置くのがいいと思う。
- ・ 今日この後、どのようにワンストップで自治体が支援していくのかという話を話さかと思うが、どこがするのかということが考えられていくのか

など思う。資料にある、職員向けの研修の実施や、県民市民への広報なども一つのやり方である。

○ 議事「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針（骨子案）について」

<委員意見>

【体制について】

（推進体制について）

推進体制は、支援の土台になるところであり、重要だと考えるため、骨子案では「推進体制」という位置づけだが、むしろ「2重点課題」に位置づけ、重要性を示してもらいたいと思う。

県が市町村の被害者支援を支援する連携というのが必要だと思っている。すべての市町村窓口で専門知識を持った方を置くということはなかなか難しいところがあるとすると、少なくとも県の方の相談窓口には、専門知識を持った方を置き、県の担当者が市町村の担当者をスーパーバイズしたりとか底上げしたり相談に乗ったり、そういうようなフォローアップしていく連携が必要だと思う。

（支援体制について）

条例制定の際の有識者会議の時もそうだったが、前回もお話したように、スタッフの話として挙げられている、「犯罪被害者等に対する支援フローの確立」というのが、一番大切なのかなと思っている。

県の体制の中で、一般職員の方々というのは、無理に何年間か異動させないということではなく、社会福祉士等の対人援助のプロの元で、一緒に学びながら支援に従事するジョブローテーションの形でいいと思う。そこで、可能であれば社会福祉士とか精神保健福祉士を非常勤で雇用し、その方と、兼務で構わないので1名ないし2名職員の方をつけて、支援を回していくというのが、犯罪被害者等支援の教育にとっても一番スムーズなのかなと感じている。

第3次犯罪被害者等基本計画の中で、地方公共団体に対して社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士の専門職の活用を働きかけることになったことから、地方公共団体が専門職を採用したり、活用して、支援を行っていくという動きが高まってきている。そういった専門的なスキルを持った人が多機関連携を進めたりとか、スムーズな支援、あるいはその対人的な流れなどを考えて

いくことが、制度の永続的な、実効的な運営のためにも大事なことなのかなと考えている。

実際の具体的な支援を行う際の、どういう風な対応をするのかということ、連携機関で調整をする会議、そういったものもぜひ設けていただきたい。大阪府の条例の、被害者調整連絡会議というものがあって、それが念頭にはあるが、愛知県でもそういったものを設ける必要があるんじゃないかと思う。

具体的な支援に当たって、愛知県被害者支援連絡協議会の枠組みでは大きすぎるため、必要な機関がもっと具体的に参集できるような会議体というのが必要じゃないかなと思っている。

ワンストップでの支援の仕組みを必ず確立していただきたい。そうでなければ、県の条例を定めた意味がなく、今までの被害者支援の体制と何も変わらない状況がまた続いていくと感じる。また、そこには、専任というのは難しいかも知れないが、対人援助ができる専門職の方を入れていただきたい。専門職の方が一般の職員を随時リードしながら、或いはフォローしながら支援を実施するという体制を取っていただきたい。

愛知県下の市町村の特化条例制定の状況というのは、今の状況をみるととても残念であるが、被害に遭った方々がどの地域でも同質の支援が受けられるように、これから特化条例の制定をめざしていただきたいと思う。県と市町村との連携については、特化条例が制定されていない市町村において、今、この瞬間、犯罪が発生した場合のその被害者への支援に、愛知県が作っている被害者支援ハンドブックを活用し、市町村の担当者が、ハンドブックを手に取り、県に相談をできるような連携体制が取れると良い。県と市町村との連携のツールとして、既存の被害者支援ハンドブックを活かしていただきたい。そのハンドブックも、他県のハンドブック等も参考とし、より分かりやすく使いやすいものに改定いただくことを提案したい。

(検証体制について)

条例等の施行状況の中に、相談窓口で具体的にどのような支援を行ったのかということも含まれると思うし、その検証を行うということは犯罪被害者等基本計画においても前提とされており、当たり前のことだと思う。そういったものが行われないう限り、作ったら作りっぱなしになってしまうため、指針の見直しの前提となる、個々の具体的な支援について、必ず第三者も入れた形で

の会議・検討といったものを行う場を設けていただく必要があると思うため、この指針の中で、そういった検証の場についての定めというのを、必ず入れていただきたいと思っている。

検証の場としては、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を調査・検討する機関というような位置づけで、検証会議というような名前で設置していただければいいのかなと思う。

検証する機会や、会議・会合は、是非その体制づくりがされるよう指針に取り入れて欲しい。その中に被害当事者が参画をする機会や会議・会合が必要と思う。例えば、年1回等、定期的に被害者団体からのヒアリングの場、意見を聴くという場が設けられるような仕組み、指針をと思う。研修やケース検討にも“被害当事者の目線”は重要と考えている。

例えば、自助グループのような被害者同士の出会いの場、或いは支援関係者との出会い、意見交換の場は、被害者本人が、犯罪被害をひとりで抱え込むことを防ぐと同時に、そうした他者との関りによって、改めて被害者自身がその置かれた立場を第三者的にも捉え、そしてこれからの支援体制や法制度がどう変わるといいか等、社会の一員として考える機会にもなっていると感じる。そうした視点からも、より良い支援体制づくりに向けての検証会議や意見交換等の会合への被害当事者団体の参加が必要と思う。

【骨子案の構成について】

（構成修正の必要性について）

現在の骨子案は、目指すべき姿の後に、具体的な重点課題や取り巻く状況だとか、窓口の問題、フローが挿入されてしまっており、基本的な方針のもとにある基本指針がないように思われる。本来は、全体の取組方針というものに、施策の体系が示されるべきだと思うが、それが示されていないため、指針になっていない感じがする。このままだと基本方針の、指針の基本的事項がないため、施策のぶら下がるところがないし、支援における重点課題の検証をすることもできないと思う。

指針に基づいて行われる支援が適切かどうかを検証するためには、愛知県として、犯罪被害者等支援にこう取り組みますという基本的な姿勢が必要であると思う。

(掲載項目等について)

条例第 21 条の「公表」については、個々の条項との関係で、関係するかといわれると全体に掛かってくることになるため、そうなのかなと思うが、条例第 20 条の「財政上の措置」については、具体的な施策との関係でどういう財政上の措置を取るのかということも問題になりえると思う。今後、指針の見直しに当たっては、具体的な施策方針に紐づかないから入れないということになると、指針の中でこうした財政上の措置は入らないということになりかねないので、一度そこの辺りは必ずしもそうじゃないかなという風に、意見を申し上げておきたい。

個別ケース毎に対応できるのかどうかという判断になるだろうと思うが、対応できるかできないかということも含めて、自身が必要だと思えば対応できるように、具体的な日常生活の支援といったことになるのかなと思うが、そのような項目を入れていただければいいのかなと思う。

県が条例を作って、市町村との連携を進めていくのであれば、日常生活への支援というところでも、市町村任せするのではなく、県がバックアップをする態勢を取り、市町村の既存の制度や今ある資源を活かして一緒に取り組みましようという姿勢を示していくべきではないかと思う。

被害者の支援には、従前ある施策に加えて必要になる施策もあると思うので、今ある施策を寄せてくるというだけじゃなくて、特化した施策も入れていく必要があるかなと思う。

居住についてだが、福祉の分野では、公営住宅以外にも、児童の一時保護所とか婦人保護施設とか、母子生活支援センターとか、高齢者の方でも、虐待対応でベッドが確保されていたりしているため、そうした既存の社会資源を記載して、指針を充実させていただければと思う。

既存の制度、施策を活用することの是非もあるかと思うが、既に財源が確保されている施策を活用することが可能と思っている。社会福祉法では、包括的支援体制づくり(努力義務化)が平成30年4月から施行され、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者という縦割り行政において、横の連携を強めていく体制整備が自治体で進められている。そのため、既に財源化されているサービスを活用することは重要だと思っている。

【施策について】

別紙に記載のある、条例第11条の心身に受けた影響からの回復というところで、被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等というのがあるが、学校に行けなかったり、学校に性被害を言えないなどということもあるので、学校内外での体制が必要だと思う。また、教育相談というか、就学支援的なことを想定されていると思うが、就学支援に限定しない、広い問題に対する相談というものを想定してもらった方がいいと思う。

条例第13条にある居住の安定について、一時利用と今後もずっと入るという場合があると思う。今後もずっと入るという際には、公共住宅の優先制度があるが、安全のために従来の住居から離れる必要がある場合と、従来の住居から離れる必要はあるけども、なるべく住み慣れた環境の中で生活されて、生活の再建を図る場合と両方あると思う。後者の場合だと、指定された住宅から選ぶということだと、住み慣れた環境を離れないといけないということもあるので、できれば指定された住宅に加えて空きがあれば他の住宅も選べるというように、選択肢を広く考えていただけると良い。加えて、費用がなくて引っ越せない場合もあるので、一時利用の引っ越し費用については助成が必要だと思う。

別紙の条例第14条の雇用の安定のところ、従前ある若年層向けの就業支援施策を活用するため「若年被害者への」と書いてあるが、何故、「若年層」に限定するのかというような受け取られ方をすることもあるので、書き方を工夫していただければと思う。また、事業主の理解が大切であるため、雇用の安定という文脈で、事業主への犯罪被害者等の置かれた状況への理解とか、使える制度の情報提供とか、あと、二次被害の防止だとかそういうのをここにも位置づけていった方がいいのではないかなと思う。

生活支援について、家事だとか介護だとか色々あるが、今コロナで自宅待機など色々あって、個別の家庭での家事の支援などは仕組みができあがってきているのではないかなと思う。そのため、そういったものも活用したり参考とし、仕組みを取り入れたりしながら、仕組み作りは色々できるんじゃないかなと思っており、仕組みにより市町村に対して支援を促すこともあり得ると思うので、考えていただきたいと思う。

条例第16条の県民の理解について、子どもの理解は色々なところで周知していて、必要だと思う。別紙には「学校における犯罪被害者等支援の理解増進」

とあるが、これは学校なので、児童生徒、保護者、教員などが対象となると考えられ、対象者によって教える内容は変わってくると思う。子どもの場合は、将来の犯罪被害者等支援の意識の醸成ということ、自分の友達がなったとき、それから自分が被害者になったらどうしたらいいのかという知識もあるし、教員についてはもっと専門的なことを、保護者には子どもへの接し方とか色々あると思う。対象者に応じた、学校というところの特殊性も加味した取組を工夫していただければと思う。また、県民全体への啓発については、名古屋市がやっているような、犯罪被害を学ぶ会というのを、市町村でもやって、広げていって欲しいと思う。

条例第17条の民間支援団体に対する支援については、被害者の元に出向いて支援を行う際に、市役所の会議室等を使えるなどの支援を行って欲しい。

条例第18条の人材の育成について、教員は児童虐待とか性被害とか重大なむごい被害等への対応も考えられるため、深刻なPTSDが残った場合の基本知識とか、一般の行政職員とは異なる研修が必要なんじゃないかと思う。また、これから支援に従事したいという人の養成の方も大事であるため、すでに従事している人の研修とこれから従事する人の養成の話も考えていただけるといいと思う。

【その他】

本日案として出た、調整の会議や、検証の会議、連絡協議会等について、今あるものところから新設されていくものが一目で分かる図式というのを作っていただきたい。

県でも、地域福祉支援計画を策定されていると思うが、そこに、加害者支援である再犯防止推進だけではなく、被害者支援も、「被害者支援を充実させる」等の一文を明記していただければ市町村に繋がっていくのではないかと思う。